

質問及び回答

(5 月 1 2 日 現 在 : 最 終 版)

No.	質問及び回答
1	<p>質問 入札保証金について</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 納付期限はいつでしょうか。(2) 納付方法は、納付書・請求書等がございますでしょうか。(3) 納付確証と認められるものは、どのようなものがございますでしょうか。 <p>回答</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 入札保証金を現金納付する者については入札保証金納付書発行依頼書を交付しますので、ご連絡ください。納付書発行依頼書を受領後、納付書を発行しますので、速やかに納付の上、入札日前日までに受領証の写しをメールまたはFAXで提出願います。(2) 上述のとおり、入札保証金を現金納付する場合は、納付書を発行いたします。(3) (1)のとおり、入札保証金を銀行等にて納付後は受領証が発行されません。
2	<p>質問 契約保証金について</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 納付期限はいつでしょうか。(2) 納付方法は、納付書・請求書等がございますでしょうか。(3) 納付確証と認められるものは、どのようなものがございますでしょうか。 <p>回答</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 契約締結日前日となります。(2) 契約保証金を現金納付する場合は、納付書を発行いたします。(3) 契約保証金を銀行等にて納付後は受領証が発行されます。
3	<p>質問 第3条2「法定費用については、乙による立替払いとし、後日委託料の月額とともに支払うものとする。」とありますが、これらの法定費用を委託料（契約金額）に含めてよろしいでしょうか。</p> <p>回答</p> <p>契約書案第3条第2項にある法定費用は、委託料とは別の費目で執行予定ですので、法定費用を委託料に含めることは想定しておりません。</p>

4	<p>質問 第 8 条 2 「乙は契約金額の 50 パーセントを超える業務及び企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。」とありますが、第三者への再委託料金が契約金額の 50 パーセントを超える場合は本契約への入札参加は不可となりますか。</p> <p>回答 現在公告に掲載しているのは、再委託の適正化にかかる通知（令和 5 年 7 月 11 日付け総財第 199 号）に基づき作成した契約書案となります。実際の契約締結時において、委託先が再委託を行う場合は、契約書等において、契約の目的に応じた主たる部分を設定するとともに、本委託業務の適切な履行を確保し、契約の競争性・公平性・信頼性が適切に保持するために、あらかじめ再委託承認申請書を提出させ、事前に県の書面による承認を受けることを義務付けることとしております。</p>
5	<p>質問 質問 3 で委託料に含めることが出来ない場合、法定費用のみ受託者を介さずに整備工場から直接沖縄県様へ請求することも可能でしょうか。</p> <p>回答 法定費用については、整備工場から直接沖縄県あて請求頂くことを想定しております。</p>
6	<p>質問 契約書（案）について 【第 8 条】 車両メンテナンスについて、弊社提携メンテ工場への委託は、第 8 条でいう「第三者への再委託」に該当するのでしょうか。</p> <p>回答 自社で車両メンテナンスを行うのであれば契約書案第 8 条でいう「第三者への再委託」に該当します。 なお、4 に回答したとおり、再委託に関しては、事前に県の承認を受けることが必要となります。</p>
7	<p>質問 契約書（案）について 【第 11 条】 業務完了報告の具体的運用について、決まっていたらご教示ください。現在想定されている案でも構いません。</p> <p>回答 契約書案第 11 条の業務完了報告書は、委託契約の毎月の履行確認のために受託者から提出していただくものです。仕様書に記載する業務内容等に係る、実施年月日、整備等の項目及び経費等（修繕等の場合は写真等）について、月ごとにご報告いただくことを想定しています。</p>